

令和6年
行政監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
令和6年行政監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和7年2月10日

東京都監査委員	龍 円 あいり
同	斉 藤 やすひろ
同	茂 垣 之 雄
同	後 藤 靖 子
同	小 粥 純 子

目 次

第 1 監査の概要	
1 監査の目的	1
2 監査の対象等	1
(1) 監査の対象局等	1
(2) 監査の対象範囲	4
(3) 監査期間	4
3 一時滞在施設について	5
(1) 帰宅困難者対策の概要	5
(2) 一時滞在施設の概要	8
(3) 都立一時滞在施設	11
4 監査の着眼点	12
第 2 監査の結果	
1 監査結果の概要	13
(1) 事業の実績	14
(2) 総括	17
2 指摘事項及び意見・要望事項	18
(参考) 近年における一時滞在施設に関する指摘事項	29

計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

都立一時滞在施設の対応状況

第1 監査の概要

1 監査の目的

大規模地震発生後おおむね3日間は、救助・救急活動を通じて1人でも多くの命を救うことが最優先されるため、救急車等の走路を確保するためにも、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制することが重要である。

このため、都では東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号。以下「条例」という。）を定めており、条例第12条に基づき、都が所有し、又は管理する施設の中から、帰宅困難者を一時的に受け入れる一時滞在施設を指定するとともに、国、区市町村及び民間事業者に協力を求め、一時滞在施設の確保を進めている。

都立施設を活用した一時滞在施設（以下「都立一時滞在施設」という。）については、都が運営マニュアル（注）を定め、平時や発災時等の各段階における一時滞在施設の運営の手順等を示している。

この都立一時滞在施設における平時の対応状況について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第7項により、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に基づいて監査を実施した。

（注）都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル ver. 3.5（令和5年3月。総務局総合防災部。以下「運営マニュアル」という。）のこと

2 監査の対象等

（1）監査の対象局等

都立一時滞在施設は、令和6年12月1日現在では、223か所指定されている。

本監査では、施設本体の種類や規模、立地条件がビジネス街なのか繁華街なのか、主要駅周辺なのか緊急輸送道路沿いかなどを考慮し、表1のとおり、監査対象施設及び監査対象局を25施設9局選定した。監査対象施設の所在は、図1のとおりである。

また、総務局については、都立一時滞在施設の制度所管としての監査も行った。

(表1) 監査対象施設及び監査対象局

施設名(注1)	所在地	局
東京都庁第一本庁舎、第二本庁舎、東京都議会議事堂(注2)	新宿区西新宿二丁目8番1号	総務局
千代田都税事務所	千代田区内神田二丁目1番12号	主税局
品川都税事務所	品川区広町二丁目1番36号	主税局
中野都税事務所	中野区中野四丁目6番15号	主税局
荒川都税事務所	荒川区西日暮里二丁目25番1号	主税局
東京ウィメンズプラザ	渋谷区神宮前五丁目53番67号	生活文化スポーツ局
武蔵野の森総合スポーツプラザ	調布市西町290番地11	生活文化スポーツ局
有明アリーナ	江東区有明一丁目11番1号	生活文化スポーツ局
中央・城北職業能力開発センター	文京区後楽一丁目9番5号	産業労働局
城南職業能力開発センター	品川区東品川三丁目31番16号	産業労働局
東京国際展示場	江東区有明三丁目11番1号	産業労働局
東京国際フォーラム	千代田区丸の内三丁目5番1号	産業労働局
淀橋市場	新宿区北新宿四丁目2番1号	中央卸売市場
豊洲市場	江東区豊洲六丁目6番1号	中央卸売市場
テレコムセンタービル	江東区青海二丁目5番10号	港湾局
スクワール麹町	千代田区麹町六丁目6番	東京消防庁
消防防災資料センター(消防博物館)	新宿区四谷三丁目10番	東京消防庁
本所都民防災教育センター	墨田区横川四丁目6番6号	東京消防庁
池袋都民防災教育センター	豊島区西池袋二丁目37番8号	東京消防庁
東京交通会館	千代田区有楽町二丁目10番1号	交通局
三田高等学校	港区三田一丁目4番46号	教育庁
芝商業高等学校	港区海岸一丁目8番25号	教育庁
広尾高等学校	渋谷区東四丁目14番14号	教育庁
第一商業高等学校	渋谷区鉢山町8番1号	教育庁
葛西工科高等学校	江戸川区一之江七丁目68番1号	教育庁

(注1) 武蔵野の森総合スポーツプラザ、東京国際展示場及び東京交通会館については、各施設を管理する東京スタジアムグループ、株式会社東京ビッグサイト及び株式会社東京交通会館に対して、地方自治法第199条第7項に基づき監査を行った。また、有明アリーナ、東京国際フォーラム及びテレコムセンタービルについては、各施設を管理する株式会社東京有明アリーナ、株式会社東京国際フォーラム及び株式会社東京レポートセンターに対して、地方自治法第199条第8項に基づく関係人として調査を行った。

(注2) 東京都庁第一本庁舎、第二本庁舎及び東京都議会議事堂は1施設として扱う。

(図1) 監査対象施設所在図(12区1市)



No.	施設名
1	都庁第一・第二本庁舎、都議会議事堂
2	千代田都税事務所
3	品川都税事務所
4	中野都税事務所
5	荒川都税事務所
6	東京ウィメンズプラザ
7	武蔵野の森総合スポーツプラザ
8	有明アリーナ
9	中央・城北職業能力開発センター
10	城南職業能力開発センター
11	東京国際展示場
12	東京国際フォーラム
13	淀橋市場

No.	施設名
14	豊洲市場
15	テレコムセンタービル
16	スクワール麴町
17	消防防災資料センター(消防博物館)
18	本所都民防災教育センター
19	池袋都民防災教育センター
20	東京交通会館
21	三田高等学校
22	芝商業高等学校
23	広尾高等学校
24	第一商業高等学校
25	葛西工科高等学校

*Yahoo!マップを基に監査事務局で作成

(2) 監査の対象範囲

- ア 監査日現在の都立一時滞在施設に係る対応状況を対象とする。
- イ 都立一時滞在施設の運営に係る契約については、原則として、令和5年度を対象とする。

(3) 監査期間

令和6年9月9日から令和7年1月30日まで

実地監査期間は、表2のとおりである。

(表2) 実地監査期間

区分	監査の対象	実地監査期間
局	総務局など9局、19施設	令和6年9月9日から同年10月17日まで
団体	東京スタジアムグループなど6団体、 6施設	令和6年9月24日から同年10月11日まで

3 一時滞在施設について

(1) 帰宅困難者対策の概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生するなど、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた。地震の発生時刻が平日の日中であったことと相まって、鉄道等を使って通勤・通学している人々の帰宅手段が閉ざされ、内閣府の推計では、首都圏において約515万人、都内において約352万人に及ぶ帰宅困難者が発生した。

大規模な帰宅困難者発生による混乱は、大規模地震に備えての帰宅困難者対策を、官民を挙げて具体化させていく必要性を顕在化させた。

こうしたことから都及び国は、首都圏の自治体、鉄道事業者、通信事業者、経済団体などからなる「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を平成23年9月に設置し、帰宅困難者対策を議論し、平成24年9月に帰宅困難者対策の指針となる5つのガイドラインを取りまとめた。

そして都は、協議会の議論を踏まえ、平成24年3月に都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した条例を制定した。続く平成24年11月には条例に基づく「東京都帰宅困難者対策実施計画」(注1)を策定した。

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅の抑制の推進、安否確認と情報提供のための体制整備、一時滞在施設の確保及び帰宅支援が主な取組となる。

一斉帰宅の抑制の推進では、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底することが不可欠であり、都では、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の取組、学校等における児童・生徒等の施設内待機の取組についての普及啓発を行っている。また、駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、関係する機関や事業者とともに駅前滞留者対策協議会(注2)を設置し、滞留者の安全確保と混乱防止に取り組んでいる。

これまでの帰宅困難者対策の状況は、表3のとおりであり、施設を活用した一斉帰宅の抑制・帰宅支援の概要は、表4のとおりである。

(注1) 令和5年の東京都地域防災計画の修正時より、東京都地域防災計画震災編(令和5年修正。東京都防災会議)第2部第9章「帰宅困難者対策」が、条例に基づく東京都帰宅困難者対策実施計画として位置付けられている。

(注2) 都、区市町村、所轄の警察署及び消防署並びに鉄道事業者、駅周辺の事業者等を構成員とする。協議会が中心となって、駅ごとの混乱防止のためのルールを策定するなど駅前滞留者対策を推進している。令和6年9月現在で、都内に52の駅前滞留者対策協議会が設置されている。

(表3) 帰宅困難者対策のこれまでの状況

日付	国・都・首都圏	国（内閣府）	東京都
平成23年9月	「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」の設置	—	—
平成24年3月	—	—	東京都帰宅困難者対策条例の公布
9月	協議会の最終報告及び5つのガイドライン(注)の取りまとめ	—	—
11月	—	—	東京都帰宅困難者対策実施計画の策定
平成25年1月	「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」の設置	—	—
4月	—	—	東京都帰宅困難者対策条例の施行
平成27年2月	連絡調整会議にて一部のガイドラインを改訂	—	—
平成29年9月	—	—	「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」の設置
平成30年12月	—	—	「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」最終報告
令和3年5月	—	—	「帰宅困難者対策に関する検討会議」の設置
11月	—	「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」の設置	—
12月	—	—	「帰宅困難者対策に関する検討会議」最終報告
令和4年8月	—	検討委員会にて「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」取りまとめ	—
令和6年7月	連絡調整会議にて一部のガイドラインを改訂	—	—

(注) 「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」(令和6年7月連絡調整会議改訂)、「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」(令和6年7月連絡調整会議改訂)、「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」(令和6年7月連絡調整会議改訂)、「駅前滞留者対策ガイドライン」

* 東京都地域防災計画震災編(令和5年修正)を基に監査事務局で作成

(表 4) 施設を活用した一斉帰宅の抑制・帰宅支援の概要

区分	事業者等が行う従業員等に対する一斉帰宅の抑制	一時滞在施設の設置	災害時帰宅支援ステーションの設置 (注 3)
設置時期 (注 1)	発災から 72 時間 (最大 3 日間) 程度まで	発災から 72 時間 (最大 3 日間) 程度まで	発災後、協定を結んだ地方公共団体から要請を受けた時
目的	従業員や施設内利用者の施設内待機	帰宅困難者等の受入れ	徒歩帰宅者の支援
施設に求められるもの	水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品 (トイレトペーパー等) 等	水、食料、トイレ、毛布又はブランケット (注 4)、休憩場所、情報等	トイレ、水道水、帰宅支援情報等
対象施設 (注 2)	全ての施設	集会場、庁舎やオフィスのエントランスホール、ホテルの宴会場、寺社、学校等	コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、都立学校等

(注 1) 本表の記載内容はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要である。

(注 2) 対象となる施設はあくまで例示であり、全ての施設で上記の支援が行われるわけではないことに留意が必要である。

(注 3) 災害時、救命・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲でトイレ、水道水、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設

(注 4) ブランケット：アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート

* 運営マニュアル等を基に監査事務局で作成

(2) 一時滞在施設の概要

ア 背景

大規模地震発生時に、多数の帰宅困難者が一斉に帰宅しようとする、道路や歩道が多くの人で埋まり、大渋滞が発生し、救命・救助の活動に支障が生じるとともに、帰宅困難者自身が群衆雪崩等の二次災害に巻き込まれる可能性もある。

このため、人命救助のデッドラインと言われる72時間は、むやみに移動せずに安全な場所に留まる（一斉帰宅の抑制）必要がある。

発災時に企業や学校等にいる帰宅困難者は、安全が確保できれば施設内で待機するが、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した帰宅困難者は、帰宅が可能になるまで待機する場所がないことが想定される。

一時滞在施設は、このような帰宅困難者をおおむね3日間、一時的に受け入れる施設である。

都は、条例に基づき、一時滞在施設の確保に向け、都立一時滞在施設を指定するとともに、都以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求めている。

イ 一時滞在施設の確保状況及び運営の支援

都が令和4年5月に公表した被害想定によれば、大規模地震発生時、都内では、約453万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。そのうち、職場や学校等の身を寄せる場のない、買い物客等行き場のない帰宅困難者は、約66万人発生すると想定されている。

これに対し、令和6年7月1日現在、一時滞在施設として都立施設及び民間施設等が1,267か所、47万4,261人分確保されている（注1）。

都は、区市町村と協定を締結した民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品の購入に係る補助事業等の支援策を実施し、一時滞在施設の確保を図っている（注2）。

（注1）公立の一時滞在施設の名称や所在地等は、原則として、平時から情報を公表しているが、民間一時滞在施設については、民間事業者の意向により、事前に情報を公表していない施設がある。

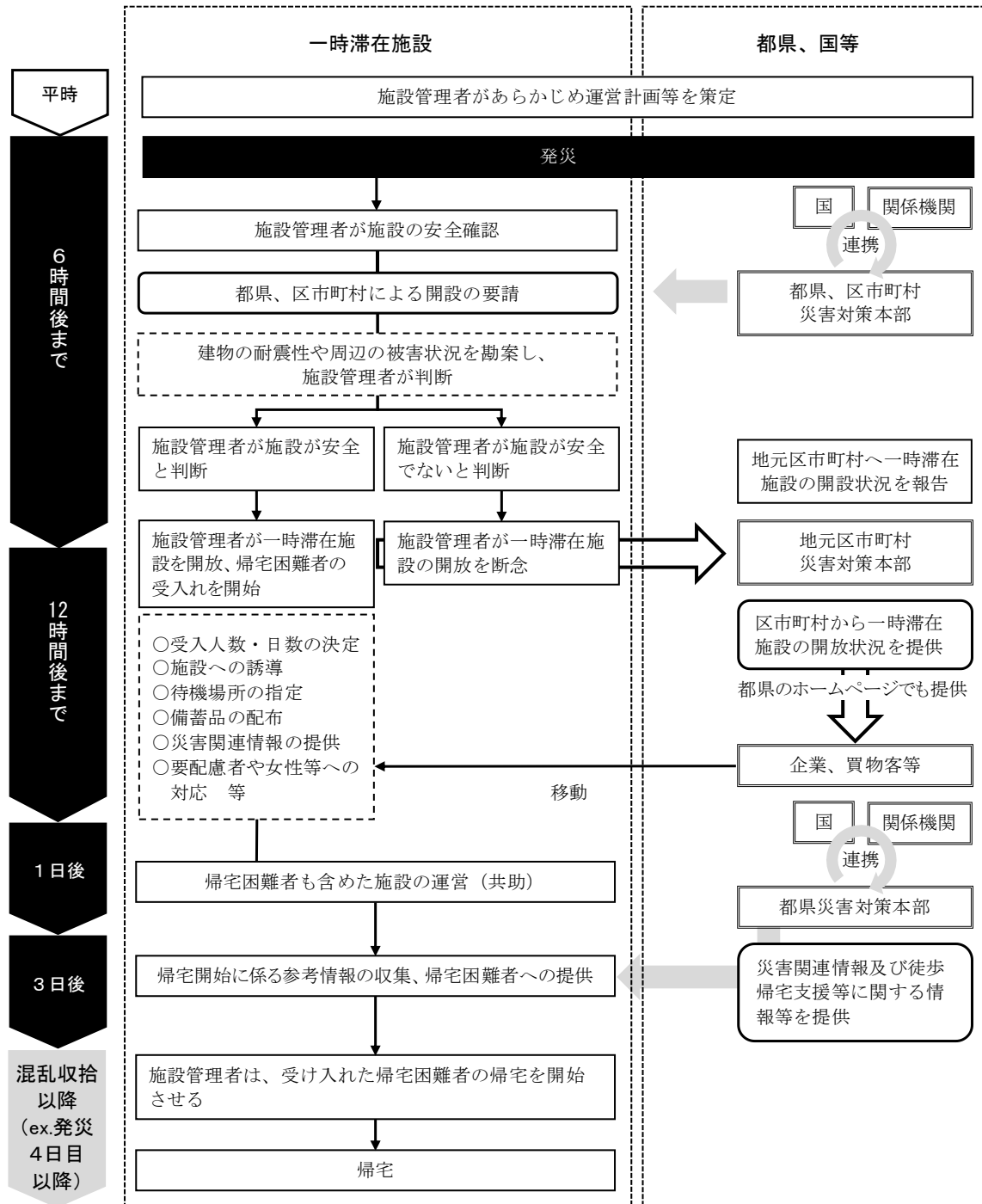
なお、大規模地震発生の際には、受入可能となった一時滞在施設の情報を、都や区市町村、駅前滞留者対策協議会等から速やかに発信することとなっている。

（注2）備蓄品について、都立一時滞在施設には、総務局が、全施設分を調達して配布している。

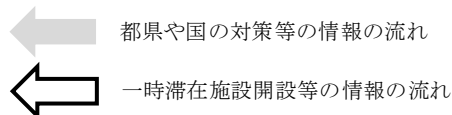
ウ 開設・運営の流れ

発災後からの経過時間に応じた一時滞在施設の運営の標準的な流れは、図2のとおりである。

(図2) 一時滞在施設運営のフロー図



災害関連情報の発信については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



* 運営マニュアルを基に監査事務局で作成

施設管理者（注1）は、受け入れた帰宅困難者が、可能な限り安心して待機できるよう、次の支援を行う。

また、必要に応じ、受け入れた帰宅困難者に施設運営の協力を要請する。

- 施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。
- トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。
- 水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布する。
- 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び帰宅困難者に対する情報提供を行う。
- 帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、通信手段を提供する。
- 要配慮者（注2）や女性、性的マイノリティの方への対応ができる体制を整える。

（注1）一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等

（注2）発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等を指す。

(3) 都立一時滞在施設

都は、条例第12条に基づき、都が所有し、又は管理する施設の中から、都立一時滞在施設として、令和6年12月1日現在、223か所を指定している。

具体的には、都が直接管理する施設については、通知により指定し、出資団体等が管理する施設については、協定締結により一時滞在施設としている。

都立一時滞在施設は、制度所管の総務局が定めた運営マニュアルに基づいて、運営計画を策定し、開設・運営のための準備を行っている。

なお、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」において想定している首都直下地震は、都心南部直下地震とし、発生時刻は、平日昼12時としていることから、運営マニュアルは、基本的に平日の昼間を想定している。

都立一時滞在施設の名称や所在地等は公表されているが、混乱防止のため、個々の施設の受入定員は公表されていない。

4 監査の着眼点

都立一時滞在施設の対応上のリスク等を考慮して、表5のとおり、4つの着眼点を設定し、監査を実施した。

(表5) 都立一時滞在施設の対応状況に係る着眼点

① 運営計画の策定・管理運営体制について	<p>帰宅困難者の受入れに係る運営計画を定めているか</p> <p>運営計画は、事業所防災計画や事業継続計画などと整合性が取れているか</p> <p>運営計画に定められている運営要員の確保方法や受入定員、関係機関との連絡手順などの運営体制に関する事項は現実的で実効性のあるものとなっているか</p> <p>管理責任者やケア・コミッショナーを選任しているか</p> <p>発災後に速やかに施設運営ができるよう、開設当初から必要となる班編成について、あらかじめ定めているか</p>
② 受入れのための環境整備について	<p>耐震性（昭和56年新耐震基準）を有した建物であるか</p> <p>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）における特定天井（注）の脱落防止措置が講じられているか</p> <p>平時から、オフィス家具類の転倒・落下等防止対策や地震発生時の施設内の点検箇所をあらかじめ定めておく等、施設の安全確保についての取組を行っているか</p> <p>備蓄品や非常用電源設備等の管理は適切に行っているか</p> <p>帰宅困難者の一時滞在施設等への誘導手順、及び都・区市町村災害対策本部又は周辺一時滞在施設等防災関係機関との連絡体制を整備しているか</p> <p>周辺の被害状況、鉄道の運行状況等の情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制並びに帰宅困難者と家族等との安否確認のための通信手段提供体制を整備しているか</p> <p>施設の実情に応じて、プライバシーの確保や、高齢者、障害者、外国人、女性、性的マイノリティ等の配慮が必要な方に対する施設利用面での配慮等を適切に設定しているか</p> <p>帰宅困難者の健康状態を把握し、医療機関への移送が必要な方への対応ができる体制を整備しているか</p>
③ 定期的な手順の確認について	<p>一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を定期的を実施し、実践的なものとなっているか</p> <p>総務局主催の情報連携訓練（通信訓練）に参加しているか</p> <p>訓練の結果について、検証し、計画等への反映を行っているか</p>
④ 都立一時滞在施設に対する支援等について（総務局）	<p>備蓄品や非常用電源設備等の資機材の更新は適切に行っているか</p> <p>運営マニュアルについて、定期的に見直しを行っているか</p> <p>一時滞在施設の運営や環境整備等に係る状況把握、有用な情報の発信や助言は適切に行っているか</p>

（注）脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

本監査では、都立一時滞在施設に指定されている各施設における平時からの対応状況について、帰宅困難者の受入に係る運営計画が適切に定められているか、受入れのための環境整備が適切に行われているか等について確認を行った。

また、制度所管である総務局の各施設への支援等が適切に行われているかについても確認を行った。

監査の結果、4つの着眼点別に、表6のとおり、3件の指摘、5件の意見・要望を行った。

(表6) 指摘事項及び意見・要望事項

件名	局	ページ
① 運営計画の策定・管理運営体制について		
指摘事項		
(1) ケア・コミッショナーを平時から選任すべきもの	生活文化スポーツ局 教育庁	18
意見・要望事項		
(2) 一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての取組について ア 一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての考え方を整理し学校の取組を支援することについて	教育庁	19
② 受入れのための環境整備について		
指摘事項		
(3) 帰宅困難者等の安全を確保できるよう家具類の転倒・落下防止対策を行うべきもの	教育庁	22
③ 定期的な手順の確認について		
指摘事項		
(4) 一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を適切に実施すべきもの	教育庁	23
④ 都立一時滞在施設に対する支援等について（総務局）		
意見・要望事項		
(2) 一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての取組について イ 一時滞在施設と避難所の受入スペースが重複した際の取扱いについて	総務局	21
(5) 備蓄品について ア 備蓄品の更新について	総務局	24
(5) 備蓄品について イ 備蓄品追加等の見直しについて	総務局	26
(6) 都立一時滞在施設に対する情報提供などの支援の充実強化について	総務局	27

(1) 事業の実績

① 運営計画の策定・管理運営体制について

各都立一時滞在施設は、総務局が定めた運営マニュアルを基に施設の実情に応じた運営計画を策定しており、受入定員の設定や運営に係る班編成など運営体制の整備に取り組んでいた。

運営要員の確保におけるボランティアの活用については、受付時に申し出てもらうよう声掛けをすることや受付簿に施設運営への協力が可能かどうかの記載欄を設けることでボランティアを募ることを計画していた。医療面での対応も考え、受け入れた帰宅困難者の中に医師や看護師がいなか確認することを想定している施設もあった。

関係機関との連絡手順については、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段を確保し、帰宅困難者の誘導などでこれらの機関と連携することとしていた。

② 受入れのための環境整備について

施設そのものの安全性については、監査対象とした全ての施設が昭和56年新耐震基準を満たした建物であることを確認した。また、特定天井についても、該当する天井を有する施設において建築基準法施行令に定められている脱落防止措置が講じられていることを確認した。

帰宅困難者への情報提供体制については、各施設は、テレビ・ラジオやホワイトボードへの掲示等により施設周辺の被害状況や道路状況、鉄道運行状況等についての情報を提供することとしていた。また、安否確認のための体制整備については、総務局が特設公衆電話（注1）やWi-Fi アクセスポイント、スマートフォン等充電用の蓄電池及び充電器を各施設に配備しており、各施設は、特設公衆電話や蓄電池等を保管したり、Wi-Fi アクセスポイントの場所を基に受入スペース内のレイアウトを設定するなどの対応を行っていた。

なお、安否確認の実施方法については、帰宅困難者がこれらの機器や災害用伝言板サービスを使って家族等と安否確認を行えるよう、説明ペーパーを用意するなど使い方を説明できる体制を整えていた。

要配慮者への対応については、各施設の事情に応じて想定を行い、畳のある部屋を高齢者や障害者の受入スペースに設定したり、女性更衣室を授乳スペースに設定したりするなどの配慮をしていた。

外国人への対応については、外国人でも分かりやすいピクトグラム等での案内表示を行っていた。また、施設の案内のために備えていた外国語対応のタブレット等機器を活用することはもとより、そうした機器がない施設においては、スマートフォンのアプリを活用することや受け入れた帰宅困難者から協力者を募ることなどで対応することを想定していた。

③ 定期的な手順の確認について

監査した全ての都立一時滞在施設は、総務局主催の情報連携訓練（通信訓練）に参加していた。

一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を実施していた各施設では、訓練結果について検証し、帰宅困難者のプライバシーに配慮して、受付時に番号札を渡し、施設開設中の所在確認の際、氏名ではなくその番号で行うことや、投光器等の組立ての際に手間取った経験を踏まえて、接続する部品同士に目印を付ける視覚的な工夫を凝らすことなどの対応を行っていた。

④ 都立一時滞在施設に対する支援等について（総務局）

（ア）都立一時滞在施設に対する支援について

都立一時滞在施設の備蓄品の更新について、総務局は、受入予定の帰宅困難者の3日分の飲料水、食料、簡易トイレ、ブランケット等の備蓄品を用意しており、食料等更新が必要な備蓄品については、更新時期に合わせて新たな備蓄品を提供している。

食料については、クラッカーやパン、アルファ化米など複数の品目を配備する工夫を行っており、高齢者、乳幼児、女性に配慮して紙おむつ及び生理用品も配備している。

なお、乳幼児用のミルクについては、令和3年度から粉ミルクから液体ミルクへの切替えを行い利便性の向上を図っている。

局は、平時や発災時等の各段階における施設の運営の手順を運営マニュアルで示して周知している。運営マニュアルにおいては、配慮が必要な方への対応として、要配慮者、女性、性的マイノリティの方などに配慮する役職「ケア・コミッショナー（注2）」を設置することとしている。

また、外国人への対応については、英語、中国語等の外国語の誘導案内板の準備を求めるとともに、帰宅困難者が受付時に記入する施設滞在外カードについて英語版とやさしい日本語版を示している。

局は、運営マニュアルによる支援のほか、都立一時滞在施設運営説明会（以下「運営説明会」という。）の実施等により各施設の体制整備を支援している。

（イ）過去の災害の教訓を活かした事例

安否確認のための体制整備におけるスマートフォン等充電用の蓄電池及び充電器の配備が挙げられる。これは、令和元年房総半島台風（台風第15号）において、停電が発生・長期化し、被災者のスマートフォン等がバッテリー切れとなり、安否確認や災害情報の収集に支障を来したことから、令和元年度に緊急措置として、各施設に蓄電池及び充電器の配備を行ったものである（注3）。

（ウ）現在進められているDX技術を活用した情報提供への取組

総務局は、帰宅困難者対策を円滑・一元的に実施するため、防災関係機関等の職員、一時滞在施設、帰宅困難者がそれぞれ求める情報を提供する新たなシステム「東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム」（以下「キタコンDX」という。）の開発を令和4年度から行い、令和6年度末に災害時の報告方法をDIS（注4）からキタコンDXに切り替える予定としている。

また、キタコン DX の開発では、施設を運営するための情報収集や発信の改善を図るため、民間一時滞在施設も含めてヒアリングを行い、デジタル化を検討する上での現行の業務体制や課題の把握を行っている。

キタコン DX の整備により、次のことができるようになる。

- 施設側がシステムで報告・入力する内容が簡素化され、施設の負担が軽減される。
- 帰宅困難者のスマートフォンのアプリと連携し、受入者の情報をリアルタイムで自動で確認することが可能になる。
- 都内の混雑、災害、鉄道運行等の様々な災害情報をリアルタイムで確認することが可能になる。
- チャットで都や駅前滞留者対策協議会等と連絡を取り合うことが可能になる。
- 施設側から帰宅困難者のスマートフォンのアプリにメッセージを発信することが可能になる。
- 帰宅困難者側からもスマートフォンのアプリにより開設中の施設の検索や施設への入館受付が可能になる。

キタコン DX により施設に係る運営の円滑化・効率化が飛躍的に進み、帰宅困難者の円滑な誘導もできることが期待されている。

(注 1) 災害時の通信制限の際も優先して発信可能な電話

(注 2) 受け入れた要配慮者、女性、性的マイノリティの方への配慮に努めるとともに、発災時に一時滞在施設運営に関して管理責任者等に対して必要な助言を行う。

(注 3) 民間一時滞在施設についても令和 2 年度から充電環境の整備費補助を開始している。

(注 4) DIS (Disaster Information System) : 東京都災害情報システムのこと。発災時に区市町村や関係機関との情報共有や災害対応の要請等を行うシステムで、都立一時滞在施設も利用する。

(2) 総括

一時滞在施設は、発災時の買物客や行楽客などの行き場のない帰宅困難者を受け入れ、安全を確保するとともに、一斉帰宅を抑制し、渋滞の発生を防ぐことで救命・救助に資するとともに、帰宅困難者が安全に待機できる環境を提供する重要な役割を担っている。

都の被害想定では、大規模地震発生時には、都内に行き場のない帰宅困難者が多数発生することが想定されており、東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）においては、一時滞在施設の確保とともに、発災時に確実かつ迅速に施設運営できるよう、平時から施設に対する支援を実施し、施設の質的向上を図るとされている。

各施設は、今回の指摘を踏まえ、発災時に円滑に施設を開設・運営するために、引き続き、訓練を実施し、その結果を運営計画等に反映するなど、より実践的な体制を整えるよう努めることが重要である。

総務局においては、各施設に対してこれまでも様々な支援策を実施してきたが、今回、意見・要望を付した内容を踏まえ、更なる創意工夫や様々な想定に基づき、必要な支援を平時から行うことが重要である。

総務局及び各施設は帰宅困難者対策の実効性を高めるよう、双方連携して、施設の質的向上に取り組むことを期待する。

2 指摘事項及び意見・要望事項

(1) ケア・コミッショナーを平時から選任すべきもの (指摘事項)

運営マニュアルによると、施設管理者は、都立一時滞在施設が発災時に機能するよう平時に準備すべき事項や発災時の具体的な運用等を定めた運営計画をあらかじめ策定しておく必要がある。

また、施設管理者は、平時からケア・コミッショナーを職員の中から選任し、ケア・コミッショナーは、要配慮者等への対応の観点から、運営計画の策定等に参加することとなっている。

そこで、監査対象の各施設におけるケア・コミッショナー選任の状況について確認したところ、東京ウィメンズプラザ、芝商業高等学校及び広尾高等学校においては、監査日（順に令和6年9月18日、同年10月3日及び同月4日）現在、ケア・コミッショナーを選任しておらず、適正でない。

東京ウィメンズプラザ及び両学校は、ケア・コミッショナーを平時から選任されたい。

(生活文化スポーツ局)

(教育庁)

(2) 一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての取組について (意見・要望事項)

都立学校の避難所等の指定に関する要綱(平成8年1月8日付7教総総第857号)によれば、区市町村長から都立学校を避難所等に指定する要請を受けた場合、各学校は、原則的に承認するものとされ、児童・生徒等を保護するためのスペースや避難所として使用できるスペース等を定めた「施設利用計画」を作成し、東京都教育委員会と協議の上、避難所等の指定について決定することとされている。

これに基づき、各学校は、避難所等への学校施設利用に関する協定を区市町村と締結し、避難所として指定を受け、区市町村が開設する避難所の運営支援を行うこととなっている。

一方、都立一時滞在施設については、総務局が施設を指定するため、帰宅困難者を受け入れられる場所及びその面積に係る調査を事前に行い、各学校の回答を教育庁がとりまとめて局に回答している。

今回の監査対象校について見たところ、避難所及び一時滞在施設の両方に指定されている学校があった。

運営マニュアルにおいては、避難所と一時滞在施設とが競合する場合の留意事項として、運営計画策定に当たっては、避難所に関わる区市町村や団体と協議して作成することが望ましいとされ、住民の避難スペースと帰宅困難者の受入スペースは区分すべきことや、運営体制や避難誘導體制等についても記載されている。

そこで、一時滞在施設を含む防災拠点としての学校の取組について見たところ、次の状況が確認された。

ア 一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての考え方を整理し学校の取組を支援することについて

葛西工科高等学校の施設利用計画、区との避難所に係る協定書及び運営計画を確認したところ、両施設が競合した際の運営方法やそれに基づく運営要員の確保について、区と具体的な協議がされておらず、運営計画にも定められていない状況が認められた。

また、都立一時滞在施設の受入スペースの全部が、避難所と区分されず、重複している状況であったが、開設するに当たっての優先順位や開設を決定する手順等についても、協定書や運営計画に定めがない等、発災時において、両施設を適切に運営できるのか確認することができない状況であった。

これは、教育庁が、両施設が競合した際の運営計画の策定や運営要員の確保、区市町村との調整等を行う際の注意事項等を学校に示していないことや、発災時における学校の施設利用状況について施設利用計画を確認するなど実態を適切に確認、把握しておらず、受入スペースが重複した場合の課題の整理など、両施設が競合した際の防災拠点としての考え方について整理していないことが一因と考えられる。

大規模地震の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童・生徒等の安全確保である。しかしながら、同時に、学校は防災拠点として帰宅困難者と避難者の双方から避難を求められた場合、現場が混乱する可能性がある。

そのような状況の中で、学校が発災時に一時滞在施設を含む防災拠点としての役割を臨機応変に果たすためには、事前に、各学校と区市町村との間で、運営方法や運営要員の確保、両施設の受入スペースが重複した際の開設の決定方法等について十分に協議し、具体的な手順の確認を行い、各学校の運営計画等に反映する必要がある。

そのため、庁は、総務局に対し両施設の受入スペースが重複した際の取扱いを示すよう求めた上で、学校の防災拠点としての考え方を整理し、両施設が競合した際の運営計画の策定や運営要員の確保、区市町村との調整を行う際の注意事項等を学校へ示すなど、学校の取組を支援することが望ましい。

庁は、局と連携し、一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての考え方を整理し、学校の取組を支援することが望まれる。

(教育庁)

イ 一時滞在施設と避難所の受入スペースが重複した際の取扱いについて

上記アの状況について、総務局の見解を確認したところ、両施設の受入スペースに重複があることについては、各都立一時滞在施設が区市町村と調整の上、使用する時期をずらしたり、受入スペース内で帰宅困難者と避難者の場所を区切る等により臨機応変の対応は可能であるとしている。

具体的には、避難所の開設に当たっては、区市町村職員等が各施設の被害状況の判定を行い、区市町村が各施設へ開設に係る通知を行った上で、避難所の開設を行うことから、その間に、区市町村と各施設との間で避難所と一時滞在施設との調整を行うことが可能であるとしている。

さらには、施設の運営はおおむね3日間であることから、災害時の状況によって、4日目以降、区市町村が避難所として運営することが可能であるとしている。

しかしながら、運営マニュアルには、両施設の受入スペースが重複しないように記載されているのみであり、上述の具体的な対応は示されていない。

局は、帰宅困難者対策の総合的な調整を行う立場から、各施設及び区市町村に対し、両施設の受入スペースが重複した際の取扱いを具体的に示すことが望まれる。

(総務局)

(3) 帰宅困難者等の安全を確保できるよう家具類の転倒・落下防止対策を行うべきもの

(指摘事項)

運営マニュアルによると、施設管理者は、地震発生時に帰宅困難者等を安全に受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策等に努めることとされている。

そこで、三田高等学校の状況を確認したところ、監査日（令和6年10月2日）現在、受入スペースとなっている剣道場及び武道場の出入口は避難口となっているが、出入口に設置されている下駄箱は、底面の半分以上が床面から浮いた状態で、高さ調整のためのコンクリートブロックの上に不安定に置かれた状態となっており、発災時には転倒する危険性があった。

また、葛西工科高等学校においては、監査日（令和6年10月9日）現在、受入スペースとなっている剣道場内の棚上に20kg程度の重量がある和太鼓が約20台並べられた状態であり、発災時には落下する危険性があった。

剣道場等は平時には生徒等が利用し、発災時には帰宅困難者の受入スペースとなることから、生徒や帰宅困難者等の安全を確保できるよう、日頃から家具類の転倒・落下防止対策を行い、安全を確保する必要がある。

各学校は、帰宅困難者等の安全を確保できるよう家具類の転倒・落下防止対策を行われたい。

(教育庁)

(4) 一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を適切に実施すべきもの (指摘事項)

運営マニュアルによると、施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて都立一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、帰宅困難者の受入れの手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行うこととされている。

教育庁においては、令和6年12月1日現在、122校の都立学校が都立一時滞在施設に指定されており、庁は、「学校危機管理マニュアル」(東京都教育委員会。令和6年10月最終改訂。)に基づき一時滞在施設に係る運営計画の策定等について各学校の支援を行っている。

そこで、芝商業高等学校、広尾高等学校及び第一商業高等学校の訓練実施状況について確認したところ、生徒の避難訓練は実施しているものの、施設の開設・運営に関する訓練は行っていないかった。

各学校は、運営マニュアルに基づき、施設の開設・運営に関する訓練を適切に実施されたい。

庁は、各学校において施設の開設・運営に関する訓練が適切に実施されるよう訓練の実施方法を周知する等支援されたい。

(教育庁)

(5) 備蓄品について (意見・要望事項)

運営マニュアルでは、都立一時滞在施設において、地震発生時に受入予定の帰宅困難者の3日分の飲料水、食料、簡易トイレ、ブランケット等の備蓄品については、総務局が用意するとされている。

この備蓄品の品目、保存年限、数量は、表7のとおりであり、各施設に受入定員に応じた数量を配備している。

(表7) 備蓄品の品目、保存年限、数量

区分	品目	保存年限	数量
食料	保存水 (500ml)	7年	6本/人
	保存水 (500ml)	5年	12本/人
	クラッカー	5年	2食/人
	クリームサンドビスケット	5年	2食/人
	ショートブレッド	7年	2食/人
	アルファ化米 (白米)	5年	1食/人
	アルファ化米 (ひじきご飯)	5年	1食/人
	アルファ化米 (田舎ご飯)	5年	1食/人
乳幼児	液体ミルク (注)	約1年	—
	粉ミルク (アレルギー対応)	約13月	1缶/施設
	使い捨てほ乳ボトル (注)	約3年	—
備品	使い捨て簡易トイレ	—	15回分/人
	組立式簡易トイレ	—	2個/施設
	ブランケット	—	1枚/人
	エアマット	—	1枚/人
	生理用品 (注)	—	—
	救急セット	—	1個/施設
	発電機	—	2~4台/施設
	投光器	—	発電機数×2
	三脚	—	発電機数×2
	コードリール	—	発電機数×1
	カセットガス (ガスボンベ)	—	発電機数×72本
	紙おむつ (大人・乳幼児用) (注)	—	—
	スマートフォン充電	蓄電池 (リース品)	—
充電器 (多機種対応型)		—	蓄電池数×1
充電器 (USBポート式)		—	蓄電池数×1

(注) 要配慮者用物品 (液体ミルク・使い捨てほ乳ボトル・生理用品・紙おむつ) の数量は、「受入定員×対象者の人口比×必要数/人」により算出

ア 備蓄品の更新について

運営マニュアルにおいて、更新分の備蓄品については、総務局が提供するとされており、賞味期限間近の食料については、食品ロス低減の観点から、施設を訪れる都民に配布するなど、可能な限り施設で活用するとされている。

局は、全ての都立一時滞在施設のうち、令和6年度に更新する食料がある施設に対し、更新分の食料の買入れについて、表8の項番1の契約を締結し、また、施設での活用後に残った食料を社会福祉法人やNPOなどに配布するための回収・配送等の業務について、表8の項番2の委託契約を締結している。

そこで、この食料の更新に係る一連の事務について見たところ、局は、食料の賞味期限到来に伴う入替えについて、回収は令和6年9月下旬から同年10月上旬を予定し、更新分の納品は令和7年1月を予定しており、この結果、更新対象の食料のうち、一部の品目について、回収から納品までの約3か月間、備蓄が不足する状態となることが認められた。

令和6年度については、能登半島地震の影響により、例年より納品予定が遅くなっているものの、備蓄品の更新に当たっては、回収から納品までの期間を可能な限り短縮させる対策をすべきところ、表8の各契約の仕様書において、こうした対策が十分に講じられているとはいえない。

局は、施設の運営において必要となる発災時の受入者3日分の備蓄品について不足することがないように、継続的な更新サイクルを構築し、計画的に更新することが重要である。

局は、効率的かつ有効に備蓄品を更新することが望まれる。

(総務局)

(表8) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	令和6年度災害用備蓄品の買入れ（食品分）	令和6.7.29～ 令和7.1.31	156,915,118
2	令和6年度災害用備蓄品の運搬等業務委託（単価契約）	令和6.6.27～ 令和7.3.31	14,097,600

イ 備蓄品追加等の見直しについて

各都立一時滞在施設に配備している蓄電池及び充電器は、令和元年房総半島台風（台風第15号）において、停電が発生・長期化し、被災者のスマートフォン等がバッテリー切れとなり、安否確認や災害情報の収集に支障を来したこと、首都直下地震においても同様の事態が発生するとの想定があることなどを踏まえ、総務局が令和元年度に充電環境を整備している。

そこで、各施設について、発電機等の必要な備品が確保されているかについて見たところ、次のような状況が認められた。

（ア）停電時における屋内照明及び情報収集等のためのデジタル機器の電源

運営マニュアルでは、必要に応じてランタンやろうそく、電池等の確保を行うなど、可能な範囲で地震発生時の停電に備えておくことが望ましいとされている。

一方、表7の発電機は、建物内では使用できないものであり、各施設のうちには、施設自体に非常用発電設備がない施設や、非常用発電設備があっても消防用設備以外には利用できない施設が見受けられた。こうした施設では、ランタン等による照明確保には限界があり、夜間停電時には施設の開設・運営が困難となる可能性がある。

また、蓄電池等は受入者用であり、運営本部用には配備はされていないため、非常用発電設備がない施設等においては、停電時には、情報収集などに必要となるデジタル機器の電源確保に支障を来しかねない。

（イ）暑さ対策

アルミ製ブランケットは、断熱・保温効果があるため防寒対策としては有効であるが、施設内での暑さ対策としては、必ずしも有効ではない。また、停電時の非常用発電設備がない施設や、非常用発電設備があっても空調の電力までは賄えない施設が多い。

近年の夏季高温時において、施設の運営を行う場合には、熱中症等による要医療者の発生リスクを低減するため、送風機等の配備やこれに必要な電源の確保などの暑さ対策の必要性を検討する必要があると考えられる。

局は、各施設の状況を把握し、最新の被害想定を踏まえ、施設の受入環境や運営における重要性を考慮の上、必要に応じて配備する備蓄品の見直しを検討し、一時滞在施設の円滑な運営を図ることが重要である。

局は、必要に応じて配備する備蓄品を追加するなどの見直しを検討することが望まれる。

（総務局）

(6) 都立一時滞在施設に対する情報提供などの支援の充実強化について (意見・要望事項)

総務局が、都立一時滞在施設の運営等に係る状況把握、有用な情報の発信や助言を適切に行っているかについて見たところ、次のような状況が認められた。

ア 局は、都立一時滞在施設の運営担当者向けに、運営説明会（オンライン形式）及び一時滞在施設情報連携訓練（以下「通信訓練」という。）をそれぞれ年1回開催している。

運営説明会は、大規模地震等の発生時に一時滞在施設を開設し、行き場のない帰宅困難者を受け入れるための基本的な知識や運営手順を学ぶことを目的として、各施設の運営担当者の職員を対象に実施している。

その際に実施しているアンケートを見たところ、表9のとおり、通信訓練については、各施設の課題や意見等に関する設問も含めたアンケート調査を実施しているが、運営説明会については、そのアンケートの内容が、説明内容の理解度や説明時間の適否など、説明会の評価のみを対象としている。運営説明会についても、通信訓練のような設問を設け、課題、意見等を把握すれば、今後の情報提供や助言に活用できることが見込まれる。

イ 運営説明会の具体的な説明内容は、表10のとおりであるが、各施設の開設・運営のオペレーションと照らし合わせたところ、表11のとおり、①運営マニュアルに定める一時滞在施設の管理運営体制に関する情報、②運営マニュアルに定める訓練等の実施、手順に関する情報、③先進的な取組事例や過去の震災時における有用な情報、④適宜伝える有用な情報、について、運営説明会で提供すれば、施設のより円滑な運営に活用できることが見込まれる。

局は、円滑かつ効率的な施設の運営に資するため、運営説明会等を通じて、各施設の状況や課題、意見等の把握に努めるとともに、運営マニュアルの充実や有用な情報の発信や助言を行い、各施設に対する情報提供などの支援を充実強化することが望まれる。

(総務局)

(表9) アンケートの設問 (抜粋)

通信訓練	Q6. 発災時の一時滞在施設の運営について 1. 帰宅困難者を受け入れた場合、運営に当たってどのような情報が欲しいと思いますか。 2. 発災時の一時滞在施設の運営について、課題や意見等がありましたら記載してください。
運営説明会	Q3. 説明科目別の評価について (2) 都立一時滞在施設の運営 ① 研修内容は理解できましたか (5つの選択肢から回答) ② 研修内容や研修時間は適切でしたか (同上)

(表10) 運営説明会の内容 (令和6年度の例)

<ul style="list-style-type: none"> ① 都の帰宅困難者対策及び各種取組内容 ② 都立一時滞在施設の運営 ③ DIS及びキタコンDXの運用 ④ 安否確認方法 ⑤ 都立一時滞在施設設置の情報機器設備 ⑥ 備蓄品の更新及びフードロス対策に係る備蓄品の回収 など

(表 11) 提供すべき有用な情報

① 一時滞在施設の管理運営体制に関する情報	
<p>運営マニュアルでは、施設管理者は、都立一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努めることとされているが、平時より勤務する職員が少ない施設や、現地機動班要員(注1)に指定されている職員が多い施設では、施設の運営に必要な要員の確保が困難となり、施設の開設ができない可能性がある。</p> <p>総務局は、連絡があれば災害対策本部の人員調整部門から、応援要員を派遣するなどの対応を行うとしているが、その具体的な対応に関する情報の提供が必要である。</p>	
② 訓練等の実施、手順に関する情報	
<p>運営マニュアルでは、施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を年1回以上定期的実施し、帰宅困難者の受入れの手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行うとされている。</p> <p>施設によっては、本施設の運営経験がないことや参考事例が少ないことから、他の施設の訓練実施状況の共有が必要である。</p>	
③ 先進的な取組事例や過去の震災時における有用な情報	
<p>各施設では、要配慮者用備蓄品の増強や、備蓄品の配布方法、多言語対応など、運営上の様々な工夫をしており、こうした先進的な取組は、他の施設においてもその運営の参考となることが見込まれるため、こうした情報の提供・共有が必要である。</p> <p>また、次に示す避難所におけるトイレの確保や管理に係る教訓等は、施設の運営において参考になると見込まれ、こうした情報の提供・共有が必要である。</p>	
「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」 (平成28年4月。内閣府(防災担当))	<p>避難所において、ライフライン停止の影響により水洗トイレ機能の停止やトイレ環境の悪化(汚い、暗い、手洗いができない等)が生じ、糞口感染(注2)の発生や、トイレが不安で水を飲むことを控えたことで、被災者が健康被害の発生や震災関連死等につながったというケースがある。</p> <p>これを踏まえ、暗がりにならない場所へのトイレの設置や専用の履物・消毒液の用意等、安全面や衛生面で配慮すべき事項についての対応がまとめられている。</p>
「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」 (令和2年3月。文部科学省)	<p>発災から数日程度の必要最低限の避難生活の確保に必要な機能として、トイレ、照明、情報通信、電力・ガス等を挙げ、受入スペースやトイレ等への一定の照明確保のための非常用発電機と燃料の確保など、ライフラインの停止を念頭においた対策について、各地の学校の取組をまとめている。</p>
④ 適宜伝える有用な情報	
<p>令和6年2月に公表された包括外部監査の結果報告書(中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について)では、市場に対して、総務局総合防災部から配備される施設用の備蓄品等と総務局人事部から配備される職員用の非常用食料の管理状況について、一覧表等による把握がされていない、整理整頓が不十分で非常時に迅速に持ち出せる状態にない、非常時の運搬などの検討が不十分、などの課題があるとして、各市場で統一した管理方法による同一レベルでの管理を求めている。</p> <p>こうした状況は、他の施設でも起こり得るものであることから、各施設及び所管局で情報を共有する必要がある。</p>	
<p>「(5) ア 備蓄品の更新について」に記載する、一部備蓄品の一時的な不足について、全施設に対して情報の提供が必要である。</p>	

(注1) 夜間休日の震度6弱以上の地震発生時、あらかじめ決められた参集先に自動的に集合し、発災後3日間、活動拠点の確保や災害対策本部との連絡などの初動対応をする都職員

(注2) 便と一緒に排泄されたウイルスが口から入って感染すること

(参考) 近年における一時滞在施設に関する指摘事項

一時滞在施設の運営計画を適切に整備すべきもの		(令和5年行政監査)
<p>有明テニスの森公園テニス施設及び東京武道館における一時滞在施設の運営計画を見たところ、①両施設とも優先スペース等要配慮者への対応が定められておらず、テニス施設においては、滞在者への情報提供の手順や備蓄品の配布手順についても定められていない、②要配慮者、女性、性的マイノリティの方に配慮する優先スペースなどが設定されていないことが認められた。</p> <p>各指定管理者は、一時滞在施設の運営計画を適切に整備されたい。</p>		
改善措置	令和6年監査結果に基づき知事等が講じた措置(第1回)にて改善済み https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kansa/06_1sochi#page=77#1505040080	

一時滞在施設の運営計画を適切に整備すべきもの		(令和5年行政監査)
<p>東京都立産業貿易センター浜松町館における一時滞在施設の運営計画を見たところ、①ケア・コミッショナー、ケア・ハイ・コミッショナーが設置されていない、②要配慮者、女性、性的マイノリティの方に配慮する優先スペースなどが設定されていないことが認められた。</p> <p>指定管理者は、一時滞在施設の運営計画を適切に整備されたい。</p>		
改善措置	令和6年監査結果に基づき知事等が講じた措置(第1回)にて改善済み https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kansa/06_1sochi#page=83#1505040240	

災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの		(令和6年定例監査)
<p>都立学校教育部は、地震等が発生し、都立学校の児童・生徒等の帰宅が困難になった場合に備え、災害用備蓄品や非常用発電機等を各学校へ配備している。さらに、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションに指定されている学校については、総務局等より必要な災害用備蓄品が配備されている。</p> <p>各学校は、発災時に速やかに対応できるよう、災害用備蓄品の一覧表を作成し、定期的に数量や保管場所等を点検する等適切に管理する必要があるが、①備蓄品の記載漏れ、②消費期限等の記載漏れ、③カセットボンベの使用期限切れ、④食料品の保証期限切れ、⑤非常用発電機の習熟訓練を行っていない、⑥毛布の備蓄数について必要数量の確認を行っていないといった事例が見受けられた。</p> <p>各学校は、発災時に速やかに対応できるよう災害用備蓄品の管理等を適切に行われたい。</p> <p>総務部及び都立学校教育部は、各学校の災害用備蓄品の管理が適切に行われるよう指導されたい。</p>		
改善措置	令和7年2月現在、改善中	